



# 島根県報

平成16年10月 1 日 (金)  
号外 第 104 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

公平委員会の事務の受託 ( 3 件 )	( 市 町 村 課 )	1
安来市の人口	( " )	2
邑智郡及び江津市の人口	( " )	2
美郷町の人口	( " )	3
邑南町の人口	( " )	3
隠岐の島町の人口	( " )	3

## 告 示

### 島根県告示第939号

地方公務員法 ( 昭和25年法律第261号 ) 第 7 条第 4 項の規定に基づき、次の規約により美郷町の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

### 美郷町の公平委員会の事務委託に関する規約

( 公平委員会の事務の委託 )

第 1 条 地方公務員法 ( 昭和25年法律第261号 ) 第 7 条第 4 項の規定に基づき、美郷町 ( 以下「甲」という。 ) は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を島根県 ( 以下「乙」という。 ) に委託する。

( 経費 )

第 2 条 乙が前条の規定による委託を受けた事務 ( 以下「委託事務」という。 ) を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

( その他必要な事項 )

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

### 附 則

この規約は、平成16年10月 1 日から施行する。

### 島根県告示第940号

地方公務員法 ( 昭和25年法律第261号 ) 第 7 条第 4 項の規定に基づき、次の規約により邑南町の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

邑南町の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、邑南町(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を島根県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定による委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

---

島根県告示第941号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、次の規約により隠岐の島町の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

隠岐の島町の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、隠岐の島町(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を島根県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定による委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

---

島根県告示第942号

平成16年10月1日から安来市、能義郡広瀬町及び同郡伯太町を廃し、その区域をもって安来市を設置することに伴い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第177条第1項の規定により安来市の人口を次のとおり告示する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

安来市 45,255人

---

島根県告示第943号

平成16年10月1日から邑智郡桜江町を廃し、その区域を江津市に編入することに伴い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条第1項の規定により邑智郡の人口を、同令第177条第1項の規定により江津市の人口を次のとおり告示

する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡 25,274人

江津市 29,377人

---

島根県告示第944号

平成16年10月 1 日から邑智郡邑智町及び同郡大和村を廃し、その区域をもって同郡美郷町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第 1 項の規定により美郷町の人口を次のとおり告示する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

美郷町 6,624人

---

島根県告示第945号

平成16年10月 1 日から邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町及び同郡石見町を廃し、その区域をもって同郡邑南町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第 1 項の規定により邑南町の人口を次のとおり告示する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

邑南町 13,866人

---

島根県告示第946号

平成16年10月 1 日から隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村及び同郡都万村を廃し、その区域をもって同郡隠岐の島町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第 1 項の規定により隠岐の島町の人口を次のとおり告示する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

隠岐の島町 18,045人

